

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 8216 事業名: 幼児教育推進事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる
 主な施策: (5) 保育所・幼稚園・小中学校の連携強化

所管部署名
 部局名: 教育委員会
 課 名: 学校教育課

科目CD. 1100401 作成日 平成20年10月21日
 事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
教育基本法、学校教育法

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等
 委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 (幼稚園、保育園、小学校)

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から幼稚園、保育園、小学校が連携し、情報の共有化を図る。そこから得られる子どもの実態から、学びに向かわせる態度の指導を重視し、幼児がその後の学校生活に円滑に移行できるよう支援する。

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 保育所・幼稚園・小学校保護者及び教職員を対象とした講演会を実施した。
 保幼小職員連絡会を実施した。
 保育所・幼稚園、小学校での相互交流参観を実施した。
 幼児・児童の相互交流活動を実施した。

◆ 対 象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 市内園児・児童生徒

◆ 結 果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 幼稚園、保育所、小学校が連携し、子どもの実態把握をすることで、幼児がその後の学校教育全体の生活や学習基盤を培い、小学校への移行が円滑にできるようになる。

指 標		単 位	18実績	19実績	20予算	21計画
活 動 指 標	① 教職員全員研修の実施			精 査 途 中		
	② 保幼小職員連絡会の実施					
	③ 相互交流参観の実施					
	④ 保護者対象研修の実施					
	⑤ 幼児・児童の相互交流活動					
対 象 指 標	① 幼・保・小学校教諭			精 査 途 中		
	② 幼・保・小学校保護者					
	③ 幼児、児童					
成 果 指 標	① 教職員全員研修の実施			精 査 途 中		
	② 保幼小職員連絡会の実施					
	③ 相互交流参観の実施					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)
 特になし

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況
 府教育委員会からの指定による委託事業(「もうすぐ1年生活動事業」)を実施している市町村があります。(本市は、平成18年度に指定)

決算(予算)額	(千円)	100	100	200	200	
財 源 内 訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	100	100	200	200
職員従事時間	(人)		0.48			
人件費 ※	(千円)		2,541			
トータルコスト ※	(千円)		2,641			

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 公教育の責任において実施すべきもの

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 公教育の充実・改善のための事業である

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 教育活動の対象である

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 事業実績により有効と判断した

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 事業実績により有効と判断した

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明: 活動内容の見直しにより向上の余地はある

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 他の事業と統合すると事業目的がずれてくる

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

幼稚園・保育所と小学校の単なる交流事業に終わることなく、中学校も含めて課題の共有化及び課題解決への方途について協議する必要がある。

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

委託事業であるため、行政側が各地域ごとに実践される活動内容を十分に把握し、有効な事業となるように連携することが必要である。

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 幼児・児童の実態から早急に連携を深める必要がある

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 事業実施のために必要な最小限の予算である

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 法的に無償

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 行政に課せられた課題解決に向けての事業である為

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明: 協働事業により推進する事業ではない

所 属 長 総 括 評 価

保育所・幼稚園、小学校が連携し、実態を把握することで小学校への移行が円滑に行うことが出来た。

※事務局使用欄

一次評価	廃止	保幼小中の連携は事業を起こさないとできないのか。幼児教育の推進は連携が目的ではないと考える。
二次評価	継続 (現状維持)	学びの一貫性を意図的に図り、保幼小が連携接続し、生活習慣の確立を目指し、小学校への移行が円滑にできるようにするためであり、継続事業として必要